

代理人選任届（代筆用）

（あて先）狭山市長

令和 年 月 日

新しく登録する印

《委任者》

住所： 狭山市

方書： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

生年月日： 明・大・昭・平・令・西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

《本人が来庁できない理由》

私は、下記の者を代理人として、次の権限を委任したのでお届けします。

《委任事項》

- 印鑑登録の申請をすること
- 印鑑登録の廃止または登録証（カード）の亡失届をすること

《代理人》

住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

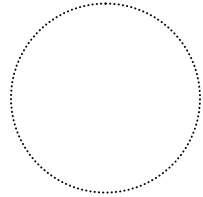
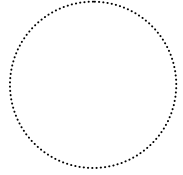
生年月日： 明・大・昭・平・令・西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

《代筆者》

住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ ⑩

代筆理由： \_\_\_\_\_



委任者拇印

◇◆代理人選任届（代筆用）について◆◇

- ◎ やむを得ない理由で代筆する場合は、必要事項を全て記入し、登録印・代筆者印を捺印して、委任者の拇印を押してください。
- ◎ 本人が来庁できない理由及び代筆理由は、具体的に記入して下さい。
- ◎ 印鑑登録申請者（委任者）に、登録意思の確認ができない場合、登録申請はできません。

《注意事項》

※ 代理人による印鑑登録申請の場合、当日はご申請のみとなります。本人確認のために郵送にて照会書をお送りしますので、印鑑登録証及び印鑑証明書の交付には日数がかかります。

※ 印鑑登録は、一人につき、印鑑1つです。同じ世帯で「同じ印鑑」「同じ印影の印鑑」は、登録できません。

その他、ご不明な点がございましたら狭山市役所市民課までお問い合わせください。 電話 04-2953-1111（代表）